

湖西市条例第 23 号

湖西市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 12 日

湖西市長

田内 瑤之

湖西市印鑑条例の一部を改正する条例

湖西市印鑑条例（昭和 51 年湖西市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 中「個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律）」を「個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律）」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 6 月 14 日から施行する。